

セレモール 通信

第5号

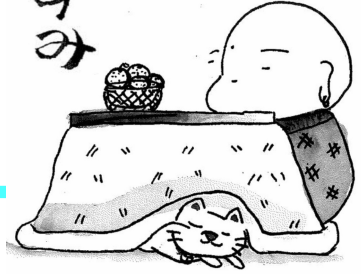
平成31年2月15日発行

Ceremall

編集発行 株式会社 公善社

〒693-0021 島根県出雲市塩冶町957-5 電話0853-23-6002

ひらねすみ



コラム 葬儀にまつわるエトセトラ ⑤

どんな人でも避けることができない「死」という現実。葬儀は過去と未来、逝く者と残された者をつなぐ重要な結節点です。当コラムでは、葬儀に関連する諸問題について、わかりやすい形でお話しさせていただいております。(行政書士・加田成司)

今回は、父母の相続について説明しました。それでは、祖父母はどうなるのでしょうか？ 父母が既に死亡している場合には、祖父母にも相続が及びます。めったにないとは思いますが…。今回は、兄弟姉妹の相続について説明します。

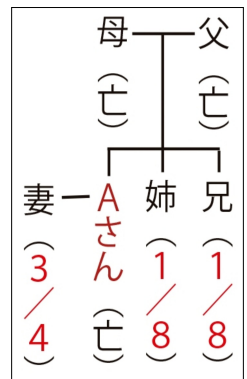
兄弟姉妹は相続できるのか？

問 Aさんが亡くなりました。子どもはいません。妻は健在です。父母も祖父母も亡くなっています。兄と姉がいます。相続はどのようになるのでしょうか？

答 右図の通り、妻が4分の3を、兄と姉で4分の1（兄が8分の1、姉が8分の1）を相続します。



兄弟姉妹にまで相続が及ぶのは、被相続人に子どもがなく、父母（祖父母も）亡くなってる場合に限られます。なお、右図で妻もいない場合は、兄と姉が全て相続します。



公善社からのお知らせ ホームページも見て下さい

- 平成31年1月は例年以上に亡くなる方が多かったようです。弊社にもたくさんのご依頼がありました。その一つひとつに誠心誠意対応させていただきましたが、至らないところがあったかもしれません。ご意見等ございましたら、公善社までお寄せいただきますようお願い致します。
- 『出雲版・葬儀の手引き』を作成しました。公善社の完全オリジナル！ローカルな情報も満載！公善社の各会館で配布しております。無料ですので、ご自由にお持ち帰りください。
- 葬儀、仏事、エンゼルケア、死後事務等をテーマにセミナー講師を派遣いたします。ご希望の方は公善社までお申込み下さい（☎0853-23-6002）。

セレモールクラブ
会員募集 特典多数
入会金1万円のみ！

葬儀に関する事前相談
随時つけたまわります
公善社までお電話ください！

創業明治25年 足立仏壇店
お仏壇のリニューアルが大好評！
塩冶町957-5 電話0853-23-4580

冠婚葬祭互助会の解約をお考えの方は公善社までご相談ください。情報提供等いたします。